

令和2年5月18日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 津久井やまゆり園の再生について.....	1
2 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会の設置について.....	5
3 三浦しらとり園の指定管理者の指定期間の変更について.....	7

1 津久井やまゆり園の再生について

(1) 施設整備等について

ア 工事の進捗

(ア) 津久井やまゆり園

期 間：令和元年12月～3年4月

内 容：居住棟等の新築工事
管理棟、厨房棟、体育館等の改修工事

実施状況：令和2年1月29日に着工、現在、地盤改良工事などを実施、5月中に基礎工事に着手予定

供用開始：令和3年8月予定

(イ) 芹が谷やまゆり園

期 間：令和元年12月～3年9月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による施設整備

実施状況：令和元年12月20日、施設整備業務委託契約を締結、現在、調査及び設計を実施、令和2年6月から敷地に現存する建物の解体・撤去などの準備工事に着手予定

供用開始：令和3年12月予定

イ 鎮魂のモニュメント

(ア) 基本的な考え方

「津久井やまゆり園再生基本構想」に基づき、事件を風化させないため、事件で命を奪われた利用者への鎮魂のモニュメントを整備する。

(イ) これまでの取組み

ご遺族や家族会、園の職員などからモニュメントの趣旨や設置場所等について意見を聴取するなど、整備に向けた検討を行った。

(主な意見)

- ・ 事件を二度と起こしてはいけないという社会へのメッセージが重要である。
- ・ モニュメントの設置場所は、施設の入口付近が訪問しやすいが、今後、園で生活する方や職員の気持ちに配慮してほしい。
- ・ 献花に来られた方のためにベンチを配置できるスペースを確保してほしい。

(ウ) 今後の進め方

これまでいただいた意見をもとに、モニュメントの整備に向けた基本的な考え方を整理するとともに、ご遺族などに対し、より具体的な内容を提示し意見を聴取する。

(スケジュール)

令和2年5月～	ご遺族などからの意見聴取
6月	第2回県議会定例会厚生常任委員会に設計に係るプロポーザル募集要項(案)を報告
9月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に事業者の選定結果を報告
11月	第3回県議会定例会厚生常任委員会にモニュメントのイメージ(案)を報告
令和3年2月	令和3年第1回県議会定例会厚生常任委員会にモニュメントの製作の入札結果を報告
夏頃	モニュメントの整備完了予定

(2) 再生後の運営について

ア 基本的な考え方

(ア) 県の方向性

- ・ 津久井やまゆり園の利用者支援への指摘に対し、かながわ共同会は真摯に向き合い、事実確認と原因究明を速やかに行い、さらに、管理運営や執行体制などガバナンスのあり方の見直しを含めた再発防止策を早急に取りまとめる。
- ・ かながわ共同会がこれらの条件をしっかりと受け止め、実践するのであれば、津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の両施設とも、令和4年度まで非公募で、かながわ共同会を指定管理者とする。

(イ) かながわ共同会との協議等

- ・ 令和2年3月25日、かながわ共同会の理事長と知事が面会し、知事から県の方針について直接伝えたところ、理事長からは県の方針を承諾するとともに、利用者支援の指摘について真摯に向き合い、改善に取り組む旨の発言があった。
- ・ 同日付で、かながわ共同会から、指定期間の短縮に関する協議の場に着く旨の回答があった。
- ・ このため、県は、「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」による検証内容をもとに、県のモニタリング結果を整理して、

かながわ共同会に伝え、県からの指摘に対する事実確認と原因究明を行うよう求めた。

- ・ かながわ共同会は、県からの指摘を真摯に受け止め、現在、事実確認と原因究明を行っている。

イ 今後の対応

かながわ共同会による事実確認と原因究明を確認した上で、次の手続きを進める。

- (ア) 津久井やまゆり園の指定期間について
 - ・ 元の津久井やまゆり園の指定期間については、令和6年度までのところを、新たな施設の開所に合わせて、令和3年7月末まで短縮する。
 - ・ 新しい津久井やまゆり園の指定期間は、令和3年8月から令和4年度末までとする。
- (イ) 芹が谷やまゆり園の指定期間について
 - ・ 新しい津久井やまゆり園の開所に合わせて、令和3年8月から令和4年度末までとする。
- (ウ) 両施設の指定管理の審査について
 - ・ 両施設とも、かながわ共同会を非公募として審査を行う。審査においては、両施設の運営の考え方や必要な人材の配置など、指定管理施設の運営に不可欠な事業計画を確認することはもとより、ガバナンスのあり方を含めた再発防止策をしっかりと確認する。
- (エ) 令和5年度以降の指定管理について
 - ・ 両施設とも、令和5年度から始まる指定管理については、公募による選定とする。
 - ・ また、その選定基準については、現在、県が検討している「利用者目線の新しい障がい福祉のあり方」を反映する。

ウ 今後のスケジュール

令和2年6月	第2回県議会定例会に津久井やまゆり園の指定期間の変更議案を提出
9月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に募集条件(案)を報告
11月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に選定基準(案)を報告
12月～	非公募による指定管理者の募集

外部評価委員会による評価
令和3年2月 令和3年第1回県議会定例会に指定議案を提出
8月～ 非公募による指定管理の実施
令和5年4月 公募による指定管理の実施

2 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会の設置について

(1) 設置の方向性

ア 設置目的

「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」（以下「検証委員会」という。）による検証で得られた知見を生かし、利用者目線の支援など、障害者支援施設における未来志向の支援のあり方を検討するため、神奈川県障害者施策審議会の部会として、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置する。

イ 所掌事項

- (ア) 虐待ゼロを目指し、身体拘束に頼らない支援に関する事項
- (イ) 利用者本人の意思を尊重するなど利用者目線の支援に関する事項
- (ウ) (ア)(イ)を踏まえた障害者支援施設における支援のあり方に関する事項

ウ 利用者支援の検証の対象

県立障害者支援施設（県直営施設、指定管理施設）

エ 委員構成

検証委員会で得られた知見を生かすとともに、障がい当事者やその家族など、多様な意見が反映されるような議論の場とするため、検討部会の委員構成は次のとおりとして、今後、選任を進める。

- ・ 検証委員会委員
- ・ 障がい当事者
- ・ 障がい当事者の家族
- ・ 福祉事業に精通する者

(2) 検証委員会中間報告書＜「別添資料」参照＞

令和2年5月14日に検証委員会中間報告書が県に報告された。

(3) 検証を踏まえた対応

- ・ 検証委員会による検証内容をもとに、県のモニタリング結果を整理してかながわ共同会に伝え、かながわ共同会は、津久井やまゆり園における利用者支援への指摘に対する事実確認と原因究明を進めている。
- ・ 検証委員会中間報告書では、検証によって明らかになった課題は津久井やまゆり園だけではなく、他の障害者支援施設にもあてはまる普遍的な課題であるとされていることから、今後設置する検討部会において、検証内容を踏まえた支援のあり方を検討していく。

(4) 今後のスケジュール

令和2年6月 第2回県議会定例会厚生常任委員会に検討部会の設置（案）を報告
7月 検討部会の設置

3 三浦しらとり園の指定管理者の指定期間の変更について

(1) 経過

三浦しらとり園の指定管理者の指定期間については、令和2年度末までとなっているが、県で検討している、「利用者目線の新しい障がい福祉のあり方」を次期指定管理に反映するために、令和2年第1回県議会定例会にその期間を延長することを報告した。

このたび、延長する期間について、県の考え方を整理した。

(2) 指定期間の変更

三浦しらとり園の次期指定管理について、令和5年度からの津久井やまゆり園の指定管理の選定手続きと同一にするため、指定期間を令和4年度末まで延長する。

現指定期間：平成23年4月1日～令和3年3月31日

変更後：平成23年4月1日～令和5年3月31日

(3) 今後のスケジュール

令和2年6月 第2回県議会定例会に指定期間の変更議案を提出
議決後、指定管理者と協定を締結